

令和5年度住民税非課税世帯 追加給付金（7万円）のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、**住民税非課税世帯等**に対し給付金（1世帯あたり7万円）を支給します。

町民のみなさまにいち早く給付金をお渡しする為、**前回3万円を支給した世帯**については**確認書等の提出は必要ありません**。

前回給付金を支給した口座へ**12月27日（水）に振込予定**です。

※前回から世帯構成等の変更があった場合は確認書の送付となります。

※令和5年1月2日以降に川崎町に転入した世帯のうち課税情報の確認が必要な世帯については申請書を送付します。

※口座を解約しているなど振込不能となった場合は変更口座の確認ができてから、振込まで2週間程度かかります。

○支給額

対象1世帯あたり7万円（支給は1回のみ）

○支給の対象となる世帯

下記のすべての要件を満たす世帯が対象です。

- ・令和5年12月1日時点で川崎町の住民基本台帳に登録されている世帯
- ・世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除く

※令和5年度課税情報は令和5年11月末日時点のデータを参照し、対象者を抽出しております。令和5年12月1日以降に修正申告等を行った場合、福祉課福祉係までご連絡ください。

支給までの流れについて

- 1 前回の令和5年度住民税非課税世帯給付金（3万円）を受け取った世帯（一部を除く）

前回の令和5年度住民税非課税世帯給付金（3万円）を川崎町から受け取っており、かつ、今回の支給対象となっている世帯には、支給決定通知を送付します。ただし、前回から世帯構成等の変更があった場合は確認書の送付となります。

- (1) 支給決定通知の送付

発送日：令和5年12月18日（月）より発送予定

受給に関する手続きは不要です。

- (2) 支給口座

前回振込を行った口座に支給します。

- (3) 支給

支給日：令和5年12月27日（水）

銀行・口座状況により遅れる場合があります。

※ただし、口座を解約しているなど振込不能となった場合は変更口座の確認ができてから、振込まで2週間程度かかります。

- 2 支給対象世帯のうち前回の給付金を受け取っていない世帯

対象世帯に対し、確認書を送付します。

- (1) 確認書の送付

発送日：令和5年12月下旬から順次発送予定

- (2) 確認書の返送

受給を希望される世帯は確認書に必要事項を記入、必要書類を添付の上、令和6年2月29日までに同封の返信用封筒で返送してください。

- (3) 支給

提出いただいた確認書を福祉課福祉係が受領してから2週間程度で支給いたします。

※ただし確認書や提出書類に不備等があった場合は支給が遅れることがあります。不備等があった場合は確認書記入の連絡先にご連絡を差し上げますので必

ず電話番号の記入をお願いします。

※確認書の提出期限は令和6年2月29日です。期限を超えて到着した確認書は受付出来ませんのでご注意ください。

3 令和5年1月2日以降に川崎町に転入した世帯

令和5年1月2日以降に川崎町に転入してきた世帯のうち、課税情報が川崎町において把握できないため対象世帯であるか判断できなかった世帯については、申請書を送付いたします。

(1) 申請書の送付

発送日：令和6年1月中旬ごろから順次発送予定

(2) 申請書の返送

受給を希望される世帯は申請書に必要事項を記入、必要書類を添付の上、令和6年2月29日までに同封の返信用封筒で返送してください。

(3) 支給

提出いただいた申請書を福祉課福祉係が受領してから2週間程度で支給いたします。

※ただし申請書や提出書類に不備等があった場合は支給が遅れることがあります。不備等があった場合は申請書記入の連絡先にご連絡を差し上げますので必ず電話番号の記入をお願いします。

※確認書の提出期限は令和6年2月29日です。期限を超えて到着した確認書は受付出来ませんのでご注意ください。

お問合せ先

川崎町役場福祉課福祉係

電話番号 0947-72-3000

内線 130・133・140